

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成25年笠間市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(停止命令等)</p> <p><u>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業主等に対して、当該事業の施工の停止を命じ、又は期限を定めて、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>事業主等が第7条第1項又は第3項の規定による許可を受けずに事業を施工しているとき。</u></p> <p>(2) <u>事業主等が前条の規定による命令に従わずに事業を施工しているとき。</u></p> <p>(3) <u>茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「県条例」という。)第18条の8第1項又は第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、県条例第18条の8第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を事業区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。</u></p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第24条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>県条例第18条の8第1項又は第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。</u></p>	<p>(停止命令等)</p> <p><u>第23条 市長は、事業主等が第7条第1項若しくは第3項の規定による許可を受けず、又は前条の規定による命令に従わずに事業を施工しているときは、当該事業主等に対して、当該事業の施工の停止を命じ、又は期限を定めて、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第24条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条又は第23条第1項第1号若しくは第2号の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項第3号の規定による命令に違反した者

(2) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

3 (略)

4 (略)

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第22条又は第23条_____の規定による命令に違反した者

2 (略)

3 (略)